

2017年5月1日

第16号

NHK裁判支援ニュース

発行：NHK問題を考える奈良の会
発行者：佐藤 真理
奈良市登大路町36大和ビル4階
t e l : 0 7 4 2 - 2 6 - 2 4 5 7
事務局：平川 邦昭 (090-8938-1135)

1. 集団訴訟の第3次原告団を募集しています

NHKがニュース番組において放送法を守る義務があることを確認する裁に、昨年12月27日、45名の原告で、本年3月14日、58名の原告で集団提訴しました。(奈良地裁は、それぞれ別に受理。)合計で103名の原告団となりました。公共放送を視聴者・市民に取り戻す裁判に勝利するためには、大きな原告団をつくるのが大切です。

もう一回り大きな原告団を結成し、一層強力な体制で裁判を進めようと考え、5月末を目途に100名、少なくとも50名の原告団の結成を呼び掛けています。参加の要件は、下記の事項です。

- ①NHK受信料を支払っている人及びその家族
- ②奈良県及び近接府県の在住者
- ③提訴時の印紙代負担(5千円)

本件に関する問合せは、最上段右側に記載の事務局(平川)まで連絡下さい。

2. 集団訴訟の第2回口頭弁論が行われます

昨年12月、集団訴訟しました第2回の口頭弁論が6月19日(月)14時から奈良地裁大法廷で行われます。なお、第1回口頭弁論(3月23日)で宮内正厳さんが昨年7月に提訴した案件が併合審理されました。また、原告団を代表して池田順作さんが陳述を行いました。

6月19日(月)のスケジュールは、次の通りです。

14時～14時25分	集団訴訟第2回口頭弁論	奈良地裁大法廷
14時30分～15時	NHK問題を考える奈良総会	県教育会館
15時～16時30分	講演会 講師 小林 緑	〃

多数の方々の参加をお待ちしております。

3. 受信料請求裁判の口頭弁論が大阪高裁で行われました

4月27日(木)10時30分より、大阪高裁で2回目の口頭弁論が行われ、7月25日に判決の言い渡しが決まりました。

本件は、一昨年秋、宮内正厳さんが、NHKより未払受信料を支払うよう訴えられ、奈良地裁で係争しましたが、裁判官(森川さつき氏)の無茶苦茶な訴訟指揮により、たった2回で結審し、敗訴の判決が昨年9月に言い渡され大阪高裁に控訴しました。

その後、宮内さんは、未払受信料を支払ったので事態が解消しました。NHKに裁判を取下げよう要請しましたが、聞き入れなかったため高裁で裁判の取り消しを求め係争中です。

以上